おおた健康経営事業所機器貸出要綱

令和２年12月14日

２健健発第11420号区長決定

（趣旨）

第１条　この要綱は、おおた健康経営事業所が従業員の健康づくりに活用する機器の貸出しに関して、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　おおた健康経営事業所（以下「認定事業所」という。）

おおた健康経営事業所認定事業実施要綱（令和元年８月15日31健健発第10990号）第６条に基づき認定された事業所

(２)　認定期間

おおた健康経営事業所認定事業実施要綱第８条第１項に定められた期間

（貸出機器）

第３条　認定事業所に貸し出す機器（以下「機器」という。）は、別表のとおりとする。

（機器貸出の対象）

第４条　機器貸出の対象は、認定事業所のうち、認定期間中に従業員の健康づくりに活用するために機器の借入れを希望する事業所とする。

（機器貸出の予約）

第５条　機器の借入れを希望する事業所（以下「申込者」という。）は、原則として貸出しを希望する２日前までに、機器使用予約申込書（別記第１号様式）を大田区健康政策部長（以下「健康政策部長」という。）に提出しなければならない。

２　健康政策部長は、提出された機器使用予約申込書を審査し、適当と認めたときは、申込者に機器使用予約確認書（別記第２号様式）を送付する。

（機器貸出）

第６条　申込者は、機器を借り入れる際に、機器借用書（別記第３号様式）を健康政策部長に提出しなければならない。

２　貸出しに係る機器の受渡しは、原則として大田区健康政策部健康医療政策課（以下「健康医療政策課」という。）において手渡しで行うものとし、配送等での受渡しは行わないものとする。

（費用負担）

第７条　機器の貸出しは、無償とする。ただし、貸出期間中における機器の運搬及び維持管理に要する費用は、申込者の負担とする。

（貸出期間）

第８条　機器の貸出期間は、原則として14日以内とする。ただし、健康政策部長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（利用者の責務）

第９条　機器を借り入れた事業所（以下「利用者」という。）は、健康政策部長に当該機器を返還するまでの間、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するほか、その使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　損傷及び亡失を防ぐために、適切な管理を行うこと。

(２)　機器は、取扱説明書によって適切に使用すること。

(３)　機器を処分し、又は目的外に使用しないこと。

(４)　機器を転貸し、又は譲渡しないこと。

（損害賠償）

第10条　利用者は、借り入れた機器を過失により損傷し、又は亡失したとき等は、健康政策部長が指定する現物又は時価によりその損害を賠償しなければならない。

（免責）

第11条　貸出期間中において、機器の使用により、利用者又はそれを使用する第三者等に生じた事故等について、大田区は責任を負わない。

（対価の徴収の禁止）

第12条　利用者は、貸出しを受けた機器を使用するに際して、名目のいかんを問わず、一切その対価を第三者から徴収してはならない。

（利用の停止）

第13条　健康政策部長は、利用者がこの要綱に違反した場合は、機器の利用を停止し、かつ、以後の貸出しを禁止することができる。

２　利用者は、前項の規定により機器の利用を停止された場合は、直ちにこれを健康政策部長に返還しなければならない。

（返還の手続）

第14条　利用者は、貸出しを受けた機器を返還しようとするときは、当該機器が正常に動作することを確認した上で、機器使用報告書（別記第４号様式）を健康政策部長に提出しなければならない。

２　返還に係る機器の受渡しは、原則として健康医療政策課において手渡しで行うものとし、配送等での受渡しは行わないものとする。

３　利用者は、やむを得ない事由により所定の期日までに機器を返還できないときは、その期日までに貸出期間の延長を健康政策部長に願い出なければならない。

（報告）

第15条　健康政策部長は、利用者に対し、測定値、衛生教育に係る教育効果、参加人数等のデータの提出を求めることができる。

（取扱時間）

第16条　機器の貸出し及び返還の取扱時間は、健康医療政策課の開庁日の８時30分から17時15分までとする。

（業務の担任）

第17条　この要綱に基づく業務は、健康医療政策課において執り扱う。

（その他）

第18条　この要綱に定めるもののほか、機器の貸出しに関して必要な事項は、健康政策部長が別に定める。

　　　付　則

　この要綱は、令和２年12月　日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 機器名 |
| １ | 体組成計 |
| ２ | 呼気中一酸化炭素濃度測定器（ピコアドバンススモーカーライザー） |
| ３ | 握力計 |
| ４ | デジタル長座体前屈計 |
| ５ | 足指力計測器 |
| ６ | 手洗いチェッカー |
| ７ | 心臓マッサージ実習キット |